

## JAS法の品質表示基準に係る指導の件数等

平成26年11月  
消費者庁  
農林水産省

JAS法の品質表示基準に係る国(消費者庁及び農林水産省)による平成26年度上半期(26年4月～26年9月)の指導の件数等は以下のとおりです。

(単位:件数)

指導	上半期 (4月～9月)	下半期 (10月～3月)	合計	(参考)	
				指示	命令
25年度	210	230	440	14	0
26年度	200	/	200	11	0

### ＜指導の品目区分別の状況＞

	指導 件数	品目区分数									
		生鮮食品計					加工食品計				
		農産物	米	畜産物	水産物	農産 加工品	畜産 加工品	水産 加工品	その他の 加工食品		
H25上半期	210	105	44	6	26	29	125	38	13	61	13
H25下半期	230	122	52	13	18	39	125	46	12	49	18
H26上半期	200	94	30	11	28	25	115	35	13	55	12

注:一つの指導の中で複数の品目区分の食品が対象となったケースがあり、品目区分数の合計は指導件数と一致しない。

### ＜指導の対象となった事業者による情報提供の方法＞

	指導 件数	計	社告	ウェブサイト	店頭告知	手紙等
H25上半期	210	230	0	42	158	30
H25下半期	230	247	0	43	165	39
H26上半期	200	209	0	36	144	29

注:一つの指導の中で複数の品目区分の食品が対象となったケースでは、品目区分ごとに情報提供の方法を整理しており、その合計は指導件数と一致しない。

### (※) 資料

平成26年度上半期における指導の状況:資料1

平成26年度上半期における指導の分類:資料2